

TKCモニタリング情報サービス通信

2019.9 Vol.19

利用件数が**130,000件**を突破!
TKCモニタリング情報サービスの普及に
全力を注ぎます



■ 提言 3

- ◎ ローカルベンチマークの更なる活用と税理士への期待
経済産業省産業資金課長 福本拓也氏

■ 第46回TKC全国役員大会 4

- ◎ 基調講演
地域における金融仲介機能の十分な発揮と外部専門家に期待される役割
金融庁長官 遠藤俊英氏
- ◎ パネルディスカッション
「TKCモニタリング情報サービス」で信頼性の高い決算書を提供する意義
金融庁参与・日本動産鑑定会長 森 俊彦氏
株式会社常陽銀行常務取締役 西野英文氏
浜松磐田信用金庫副理事長 高柳裕久氏
TKC全国書面添付推進委員会副委員長 金成祐行会員
TKC全国会副会長 加藤恵一郎会員(コーディネーター)

■ TKCモニタリング情報サービス活用事例 24

- ◎ 資金の推移を迅速につかみ顧客ニーズの開拓にまい進
株式会社日本トランスネット
税理士法人オークラ会計事務所(TKC近畿大阪会)

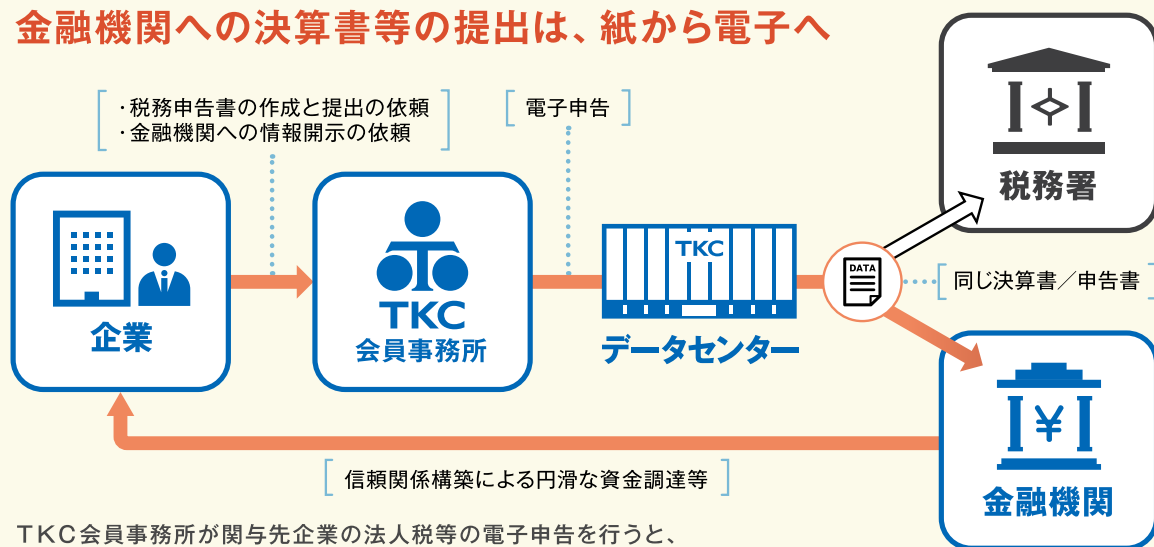
「TKCモニタリング情報サービス」とは

TKCモニタリング情報サービスを利用いただくことにより、金融機関は**税務署に提出された融資先の決算書・申告書を最も速く収集**できます。



企業と金融機関の信頼関係を構築する情報開示のプラットフォーム
TKCモニタリング情報サービス

金融機関への決算書等の提出は、紙から電子へ



TKC会員事務所が関与先企業の法人税等の電子申告を行うと、税務署に提出した内容と同じ決算書・申告書等が、自動的に金融機関へ開示されます。

©TKC2019

特許取得済 第6375425号、第6419378号

TKCモニタリング情報サービスの内容

▶ 決算書等提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、法人税の電子申告後に、融資審査・格付けのために金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。

▶ 月次試算表提供サービス

関与先からの依頼に基づいて、TKC会員による月次巡回監査の終了後に、金融機関へモニタリング用の月次試算表等のデータを提供するサービスです。

TKCモニタリング情報サービスは特許を取得しています

▶ 【特許第6419378号】取得日：平成30年10月19日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステム

▶ 【特許第6375425号】取得日：平成30年7月27日

企業、金融機関、会計事務所の各PCがネットワークで接続された会計情報モニタリングシステムの認証方法

ローカルベンチマークの更なる活用と税理士への期待

中小企業支援の現場でローカルベンチマークの活用が進んでいる。ローカルベンチマークは企業の経営者や金融機関・支援機関等が企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツールであり、企業経営者と金融機関・支援機関等の双方が同じ目線で対話を進め、企業経営者が自らを振り返り、経営を改善することで、付加価値と雇用を生み出すことを狙いとしている。わが国は2008年から人口減少局



経済産業省産業資金課長*

福本拓也

それぞれの指標や手法の意義や有効性を検証の上、2016年3月にローカルベンチマークを公表した。

ロカベンと中小企業政策との連携が進展

ローカルベンチマークの公表後、経済産業省では「ローカルベンチマーク活用戦略会議」を開催し、ローカルベンチマークの普及促進に取り組んでいる。活用戦略会議にはTKC全国政経研究会をはじめとする支援機関や金融機関など、中小企業支援に携わる幅広い方々にご参加いただき、ローカルベンチマークの活用方法について意見交換を行い、先進的な取り組み、有効な活用事例の横展開等を行っている。こうした取り組みもあり、ローカルベンチマークの認知度は金融機関で9割を超え、実際に活用している金融機関も4割に達するなど、その普及は年々

進んでいる。さらに中小企業施策

を中心とした各種施策との連携も進んでいる。中小企業庁においては、ワンストップで中小企業サービスを提供できるプラットフォーム「中小企業支援プラットフォーム」を構築し、2020年の運用開始を目指しているが、プラットフォーム上で登録された情報に基づき、Web上でローカルベンチマークが作成・表示され、利用事業者が経営診断を行うことが可能な機能（経営診断リコメンデーション）の実装が検

討されている。また税理士の方々には、405事業やプレ405事業等の経営改善支援事業の活用について中小企業への助言を行っていただいているが、プレ405事業を活用し、より詳細な財務分析を行う場合には、ローカルベンチマークの活用を推奨しているなど、各種施策との連携も進んでいる。

企業の実態把握をしている税理士に期待

ローカルベンチマークは、企業の経営診断を行うための基本的な枠組みとして、企業の成長性や効率性等を判断する上で重要な「財務情報」を六つの指標として絞り込み、それを対話や気付きのきっかけとして、「非財務情報」を四つの視点から見えていくことで企業の経営力を把握する。これにより経営状態の変化に早めに気付き、早期の取り組みや支援につなげていくことを狙いとしている。

中小企業支援の現場では地域金融機関や商工会議所・商工会等の支援機関のほか、税理士や公認会計士が日々活躍されている。そして中小企業が多くが経営相談を行う際の一番の相手として税理士を挙げている。中小企業支援の現場において、税理士の皆さまをはじめとする中小企業支援者の方々にローカルベンチマークを活用していただき、企業の実態を把握した上で、適切な支援策を提案・実行していただくことを期待したい。

* 肩書は執筆当時

第46回TKC全国役員大会

【とき】令和元年7月11日(木)～12日(金)
【ところ】帝国ホテル東京

会計で会社を強くする

Making Companies Stronger through Accounting

——新時代！ 未来につながるキックオフ



金融機関との実質的な連携を
TKCモニタリング情報サービスの
普及を通じて深めようと宣言

新元号の令和となって初のTKC全国役員大会が、東京・帝国ホテルで2日間にわたって盛大に開催され、会場には政界・官界・学界・財界等からの来賓を含む総勢1100名超が。中小企業支援において税理士と地域金融機関の連携の重要性が増す中、全国から54の金融機関・114名が参加した。

1日目の式典では冒頭に、今大会のホストを務めるTKC東京都心会の大石尚彦大会委員長が開会を力強く宣言。来賓祝辞において中小企業庁の前田泰宏長官は、





基調講演 金融庁 遠藤俊英長官



会長講演 TKC全国会 坂本孝司会長



来賓祝辞 中小企業庁 前田泰宏長官



司会の山岸崇裕会員(左)と高山弥生会員

Photo : 小坂直樹

「中小企業支援に取り組みTKC全国会のさらなる機動力、実践力に期待したい」と語った。

その後、坂本孝司TKC全国会会長が「税理士の未来——新たなプロフェッショナルの条件」と題する講演を行い、税理士の4大業務(税務・会計・保証・経営助言)について解説。「決算書の信頼性は識別可能である」ことを強調し、金融機関との実質的な連携をTKCモニタリング情報サービスの普及を通じて深めていこうと訴えた。

翌12日には、金融庁の遠藤俊英長官による基調講演「地域における金融仲介機能の十分な発揮と外部専門家に期待される役割」が行われ、地域金融行政の取り組みや地域金融機関が抱える課題、その解決に向けた具体的事例等が語られた。

税理士には「中小企業の最も身近な存在として、金融機関との橋渡し役を担ってほしい」と熱いメッセージが送られた。

基調講演を受けて行われたパネルディスカッションでは、金融庁参与、地域金融機関役員等をパネリストに招いて「TKCモニタリング情報サービスで信頼性の高い決算書を提供する意義」について掘り下げた意見交換が行われた。

金融庁長官

遠藤俊英氏

地域における金融仲介機能の 十分な発揮と外部専門家に期待される役割

I これまでの地域金融行政の取組み

企業・経済の持続的な成長に向けて 金融行政を抜本的に転換

本日は、「地域における金融仲介機能の十分な発揮と外部専門家に期待される役割」というタイトルでお話しいたします。いまから丁度1年前に金沢でこの大会が行われたときにもTKC会員や金融機関の皆様の前で話をさせていただきました。その時から丁度1年。この間、金融行政はどれだけ進展してきたのか、その実績を踏まえて、これからの1年間で金融庁は何をしようとしているのか等々、外部専門家である税理士の皆様への期待も含めお話しさせていただきます。

はじめに金融行政の歴史を簡単に振り返ってみたいと思います。ご記憶の通り、1990年代の後半は、不良債権問題が非常に深刻な時代でした。その解決のために1998年に当時の大蔵省から独立して設置されたのが金融庁の前身である金融監督庁でした。当時はルール重視の事後チェック行政の下、厳格な個別資産査定や、法令順守の徹底の徹底が検査・監督の中心になっていました。2000年代の後半には不良債権問題は収束しましたが、その後、金融庁はどのような新しい方針の下で金融機関に對峙していったらよいか、金融行政をどのよう展開していったらよいか、その方向

性を見いだせない時期が続きました。金融機関に対する厳しい方針を永らく維持したために、さまざまな「副作用」が起きてしまったのではないかと認識しています。

そうした状況を踏まえて、2012年の第2次安倍政権（アベノミクス）の始動と共に、それまでの金融行政の基本的な考え方を抜本的に変えました。従前は、金融システムの安定、利用者保護、市場の公正性・透明性の三つが金融行政の目標でしたが、これらの対となる目標を三つ加えました。なぜなら金融システムの安定、すなわち金融機関の健全性だけを追求すると、不良債権を増やさないために、貸出のときに担保・保証を取れさえすればよいということになるためです。そのため、金融システムの安定と共に、



遠藤俊英◎えんどう・としひで

1959年生まれ。山梨県出身。1982年東京大学法学部卒業。金融庁検査局総務課長、総務企画局総務課長、総務企画局参事官（監督局担当）、同局審議官（監督局担当）、同局審議官（企画・市場・官房担当）、検査局長、監督局長等の要職を歴任し、2018年7月金融庁長官に就任。

金融仲介機能の発揮も目標として両立させていくことにしました。

併せて、利用者保護と利用者利便、市場の公正性・透明性と市場の活力というように、各目標のバランスの取れた実現を目指していくことにしました。ただ、これらはいくまでも中間目標です。究極的な目標は、「企業・経済の持続的な成長を支え、国民の安定的な資産形成に寄与することを通じて、国民の厚生 の最大化に貢献すること」としています。このような究極的な目標を達成するためにも、新しい検査・監督のツールやアプローチをいろいろ見直して、金融機関との対話を重視した行政に力を注いでいるところです。

顧客企業に向き合う金融機関を 経営者は高く評価している

われわれは通常、金融機関と対峙しているわけですが、金融機関のお客様である中小企業が、金融機関との取引において何を感じているのかも理解しておく必要があります。そこで、金融庁は4年前から金融機関のお客様である企業に対して、直接アンケート調査を始めました。

平成27年度の調査結果によれば、メインバンクに求めるものとして、「融資の金利条件以上に、「自社や自社の事業への理解」や「長年の付き合いによる信頼関

係」を求めており、企業に寄り添う姿勢を重視しているという傾向が見られました。また、金融機関に対する意見や要望については、「融資スタンス（担保・保証に依存しない融資等）」や「顧客や事業に対する理解」に関して、厳しい声が多く上がりました。

これに対して、平成29年度の調査結果（約3万社に対してアンケート調査への協力を依頼し、8546社から回答）では、前年と比べて顧客企業の「経営上の課題や悩み」を「よく聞いてくれるようになった」とする企業の割合が全体で約4割、経営上の課題の分析結果を「よく伝えてくれるようになった」とする企業の割合が全体で3割弱を占めました。

また、前年と比べて、融資を受ける際に「担保・保証を求められることがなくなった」又は「少なくなった」とする企業の割合が全体で約3割を占めました。いずれも全体の3割か4割というレベルですが、まだまだなので、しかし、経年変化として、金融機関による顧客企業の事業内容等の理解や、顧客企業と向き合う意識や姿勢に一定の改善がうかがえます。

さらに、金融機関から受けた経営支援



サービスによって、過去1年以内に

「売上又は利益等が改善した」とする

企業は約6割を占めました。特に、

債務者区分が下位になるほど高い効果

が見られました。こうした金融機関

の貢献に対して、「新規融資を申し

込んだ」とする企業が全体で約4割

を占め、「事業や経営に関する悩み

や課題を相談するようになった」と

する企業が要注意先以下で3割強に

及んでいます。

つまり、金融機関が企業の立場に立つて、皆様のような外部専門家と手を組んで経営支援サービスなどを展開することが、結果として金融機関のためにもなるということ、これらの調査結果は示していると思います。

II 地域金融機関が抱える課題

地域金融機関トップの役割とガバナンスに焦点を当てたい

次に、地域金融機関にはどのような課題があつて、ここ数年、金融庁がどのような施策を打ち出してきたかを説明したいと思います（資料1）。

金融庁は、平成27事務年度金融行政方針で「事業性評価」という考え方を、平成28事務年度金融行政方針で「日本型金融排除」というコンセプトを示しましたが、ここで言わんとしていることは実は同じことです。つまり、担保・保証に依存する融資姿勢を改めて、経営者や企業の経営の実態をよく見て、融資を決めるべきではないかというのが「事業性評価」です。金融機関は担保・保証が十分にあつて、貸し出ししやすい企業に融資を集めて、貸し出しがちな一方、経営者のやる気、意識が高く、将来の成長が見込まれる企業には必ずしも融資が届いていないのではないかという状況が「日本型金融排除」です。

また、平成29事務年度金融行政方針で

は、大きな視点から金融機関が地域経済の活性化あるいは地域企業の下支えをすれば、金融機関にも顧客基盤と収益の確保として跳ね返ってくるような好循環が生まれるのではないかと、「共通価値の創造」というコンセプトを示しました。この考え方は、ハーバード大学のマイケル・ポーター教授が提示したものです。そして、企業と金融機関だけではなく、地域経済そのものの下支えにもなることから、まさに近江商人の「三方よし」（売り手よし、買い手よし、世間よし）の精神にも相通じると思います。

このように、これまでいろいろなコンセプトを提示しながら金融行政を展開してきたわけです。その上に立って、いま一番何が重要なのかというと、金融機関トップである「経営者の役割とガバナンス」ではないかと思つています。そこをよくしていかないと、「事業性評価」も「日本型金融排除」も「共通価値の創造」も実現できないのではないかと、この1年は、「経営者の役割とガバナンス」に焦点を当てて、金融機関と

資料1

地域金融機関の課題

事業性評価

- 地域金融機関は、地域の経済・産業の現状及び課題を適切に認識・分析するとともに、こうした分析結果を活用し、さまざまなライフステージにある企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価（「事業性評価」）した上で、それを踏まえた解決策を検討・提案し、必要な指示等を行っていくことが重要である。

（平成26事務年度 金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針））

- 担保・保証に依存する融資姿勢を改め、取引先企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価（事業性評価）し、融資や本業支援等を通じて、地域産業・企業の生産性向上や円滑な新陳代謝の促進を図り、地方創生に貢献していくことが期待される。

（平成27事務年度 金融行政方針）

日本型金融排除

- 金融機関が、企業の事業内容を深く理解することなく、「十分な担保・保証があるか」、「高い信用力があるか」等の企業の財務指標を中心とした定型的な融資基準により与信判断・融資実行をすることで、そうした基準に適う一部の企業に対して融資拡大への過当競争が行われているのではないかと指摘もある。
- 十分な担保・保証のある先や高い信用力のある先以外に対する金融機関の取組みが十分でないために、企業価値の向上が実現できず、金融機関自身もビジネスチャンスを逃している状況（「日本型金融排除」）が生じていないか

（平成28事務年度 金融行政方針）

CSV (Creating Shared Value): 共通価値の創造

- 持続可能なビジネスモデルの構築に向けた取組みが進まない場合、足下ではバランスシートの健全性に問題がなくとも、将来的に顧客基盤や収益基盤が損なわれることで問題が生じ、その結果として、地域において十分な金融仲介機能が発揮できず、地域経済や利用者に多大な悪影響を与えることにもなりかねない。
- ビジネスモデルに単一のベスト・プラクティスがあるわけではないが、地域企業の価値向上や、円滑な新陳代謝を含む企業間の適切な競争環境の構築等に向け、地域金融機関が付加価値の高いサービスを提供することにより、安定した顧客基盤と収益を確保するという取組み（「共通価値の創造」）は、より一層重要性を増している。

（平成29事務年度 金融行政方針）

経営者の役割とガバナンス

- 金融機関を取り巻く経営環境がこれまでにはないスピードで変化していく中、こうした変化を金融サービスの向上につなげていく必要がある。このため、金融機関の経営者には、自ら主導して、多様なリスクを管理し健全性を確保しつつ、デジタルイノベーションへの対応、顧客本位の業務運営の確立と定着、金融仲介機能の発揮といった課題に適切に対処していくための具体的な経営戦略・経営計画を策定することが求められている。そして、その経営戦略・経営計画の下で、必要な取組みを明確にするとともに、これを着実に実行するための態勢を構築し、営業現場まで浸透させていかなければならない。

（平成30事務年度「実践と方針」）

（講演資料より）

経営陣と営業現場が一体となり 経営理念を具体化する活動を

の対話を深めていきたいと考えています。

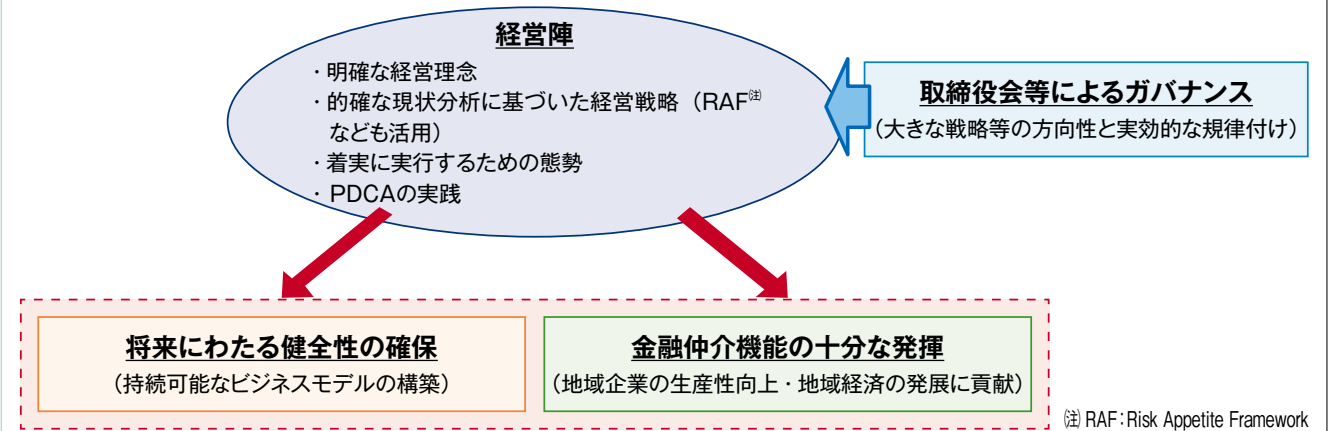
金融機関トップである「経営者の役割とガバナンス」について、図に示してみました（次頁資料②）。真ん中にある「経営陣」が中心となって、「取締役会等によるガバナンス」が発揮され、経営に対して有益な貢献や規律付けを行うことが重要です。「経営陣」の下には「将来にわたる健全性の確保」と「金融仲介機能の十分な発揮」が置かれています。これはわれわれ金融行政の目標と相對するイメージであり、金融機関の「経営陣」にはそれらを追求してもらいたい。

中心の「経営陣」の枠内には、「明確な経営理念」「的確な現状分析に基づいた経営戦略」「着実に実行するための態勢」「PDCAの実践」が書かれています。これらが実際に行われているのかどうか、金融機関との対話を通じて確認していきたいと思っています。

私の率直な印象を申し上げると金融機関は経営理念の部分が弱いのではないかと思います。どの金融機関のホーム

経営者の役割とガバナンス

- 地域金融機関が、安定した収益と将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を十分に発揮することを通じて、地域企業の生産性向上、ひいては地域経済の発展に貢献していくためには、経営陣が適切な経営戦略を策定し、これを着実に実行するための態勢を構築する必要がある。その際、時間軸をしっかりと意識して取り組むことが鍵となる。また、経営戦略・計画の実行に当たっては、営業店への浸透を図るとともに、顧客企業の評価も参考にしつつ、成果を常に検証し、改善を図ること（PDCAの実践）が求められる。さらに、取締役会（社外取締役を含む）がガバナンスを発揮し、経営に対して有益な貢献や規律付けを行うことも重要である。



(講演資料より)

ページを見ても、地域の一員として地域の経済と中小企業を支えたいというような経営理念が掲げられています。しかしながら、その経営理念を具体的に実践するために、どういう態勢を作られているのでしょうか。営業職員の皆様は、自分たちが属する金融機関の経営理念を実現するためにどういう行動を取るべきなのか、経営トップから明確な指示なり、経営陣との議論が行われているでしょうか。往々にして経営理念は素晴らしいけれども、結局のところノルマが上のほうから降りてきて、それをこなすだけになっていないでしょうか。本当はあまりお客様のためにならない金融商品を勧めたり、

お客様にはこれ以上の融資は必要ないけれども、ノルマを達成するためにちょっとお金を借りてほしいとお願いしたりしてないでしょうか。これらの疑問に答えられないとすれば、それは目の前のお客様に向き合って経営理念に沿った行動を取っていることにはならないのだと思います。ですから、経営理念と相反するような行動を事実上強いられているような営業現場がもしあるとすれば、その問題をつかりと浮き彫りにして、経営理念を具体化する活動を始めてほしいと思います。まさに経営陣と営業現場が一体化し、中小企業や個人のお客様のためになる行動を起こしていただきたいと願っています。

Ⅲ 課題解決に向けた取り組み

金融機関が交渉相手から相談相手に変わるための改革

金融機関に変化を求めている以上、われわれも変わらなければなりません。この1年間、意識してきたのは、金融庁自身の内部改革です。組織全体のカルチャーや体制を変えなければ、地域企業のため

めに金融機関側に立って課題を共有しながら問題を解決することはできません。われわれが率先して地域金融機関を理解して、いろいろ対話するという態度を示すことによって、それが地域金融機関による企業への対応にも伝播するのではないかと意識の下に、さまざまな取り組みを行ってきました。

たとえば、庁内において主に若手の職員の新たな発想やアイデアを政策に活かすため、職員自身の本来業務以外にも自主的な政策提案ができる枠組みを設けました。「政策オーブンラボ」と呼んでいるものですが、現状15のプロジェクトチームが立ち上がり、約80名の職員が参加しています。参加者は、業務時間のうちの1〜2割程度をこの「政策オーブンラボ」の活動に充ててよいことにしています。

その一環として、「地域課題解決支援チーム」が発足しました。このチームでは、熱量の高い自治体職員から金融庁職員が、地域の課題やその解決に向けたアイデアを把握し、その課題の解決に向けて、地域に入り込んでキーパーソンをつなぐなどの活動を各地で活発に行っています。

もう一つの例として、昨年からスタートしている「地域生産性向上支援チーム」が挙げられます。これは、各財務局を通じてその地域のキーパーソンや金融機関などにも輪の中に入っていたいて、地域や企業の生産性を向上するためにはどうすればいいのか、その方法を見つけようという取組みです。そうしたことは役

所の中にいるだけではなかなか分からないので、とにかく地域に直接赴いて長期間滞在しながら課題解決に向けて自分たちも汗をかくようにしています。

最初は手探り状態でしたが、東海地区では「探究型対話の手法構築に向けた特定行との試行的対話を実践」し、東北地区では「金融機関に新たな気づきを提供するための当局における情報・知見の蓄積」を行うことができました。実際に東北地区でヒアリングした企業の声の一部を紹介します。

「D社・当社の経営状態や新たな取組みなどに関して、税理士には早めに色々と相談し緊密な情報共有をしたり、ある程度見通しが立ったところで活性化センター等の支援団体を訪れたりしている。金融機関に対しては、その後、初めて相談する。金融機関は金利などの借入条件の交渉相手であるため、ある程度見えてこない」と相談しづらい部分もある」

「E団体・金融機関に対して相談するとうりより、専門のエキスパートやよろず支援拠点といった支援団体を活用することの方が多いかと思う。金融機関の職員は役職や年齢に関係なく、得手・不得手が明瞭でなく専門分野がないということ

るも相談しにくい理由である」

要するに金融機関は、税理士の皆様のように自分と同じ側に立った相談相手ではなくて、あくまでも交渉相手だということを見られ方を残念ながら企業からされているのです。その他にも、仲介機能ノルマ化の弊害や業務改善支援目的の対話不足などの指摘もありました。こうした実態を受け止めて、金融機関には課題解決に向けた取組みを積極的に行ってほしいと思っています。

無保証融資割合が高い金融機関は トップ自ら各種取組みを主導

金融庁では中小企業に対する金融仲介機能の十分な発揮という観点から「経営者保証に関するガイドライン」の活用を促してきました。平成31年3月期の活用状況を見ると、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合については、民間金融機関全体では19・1%、前年度比で約2・6ポイント上昇しています。一方、地域銀行ではこれが23・6%、同約4・1ポイント上昇しています。

また、事業承継時の対応状況については、特に新・旧の経営者から二重で個人

保証を徴求している割合が18・6%、前年度比約18・8ポイント低下しています。

このようにガイドラインの活用は着実に進んでいるわけですが、特に二重徴求は、地方の中小企業で最も深刻な事業承継の問題に大きく絡んできますから、しっかりと対応していただかなくてはなりません。

一方、金融庁による平成30年6月27日公表の実態調査結果によれば、無保証融資割合が高い金融機関と低い金融機関におけるガイドラインの要件判断について、大きな差があることが分かりました。無保証融資割合が高い金融機関は具体的に次のような取組みを行っています。

◎競争力強化や顧客満足度向上等、経営トップが経営戦略上の問題意識をもって各種取組みを主導している。

◎営業現場の担当者が保証徴求要否を簡易に判断できるよう、規定等で具体的かつ明確な基準を設定している。

◎ガイドラインの3要件（①法人と経営者との関係の明確な区分・分離②経営基盤の強化③財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等）が未充足でも、事業性評価で把握した内容等を考慮して、総合的に保証徴求を判断している。

また、二重徴求については、旧経営者



に対する保証徴求割合が低いほど、二重徴求の割合が低い傾向があります。二重徴求の割合が低い金融機関は具体的に次のような取組みを行っています。

◎二重徴求の原則禁止、旧経営者の株式保有割合等を基に、具体的な保証徴求基準を定める。

◎代表者交代時に、旧経営者が実質的な経営権を保有する等の理由により、二重徴求となる場合であっても、定期的に保証解除に向けたアドバイスを行う。

今後のわれわれの対応としては、このような好事例を踏まえながら経営戦略全体の流れでガイドラインの位置付け等に

ついて、経営トップを含めた金融機関との対話を行っていきます。また、政府の取組みとして、円滑な事業承継の観点から関係団体と連携し、事業承継に焦点を当てたガイドラインの特則の策定に取組むと共に、事業承継時における保証徴求割合及び新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合について、令和元年度下期以降の状況の公表を促していきたいと思っています。

中小企業の最も身近な存在として 金融機関との橋渡し役を担ってほしい

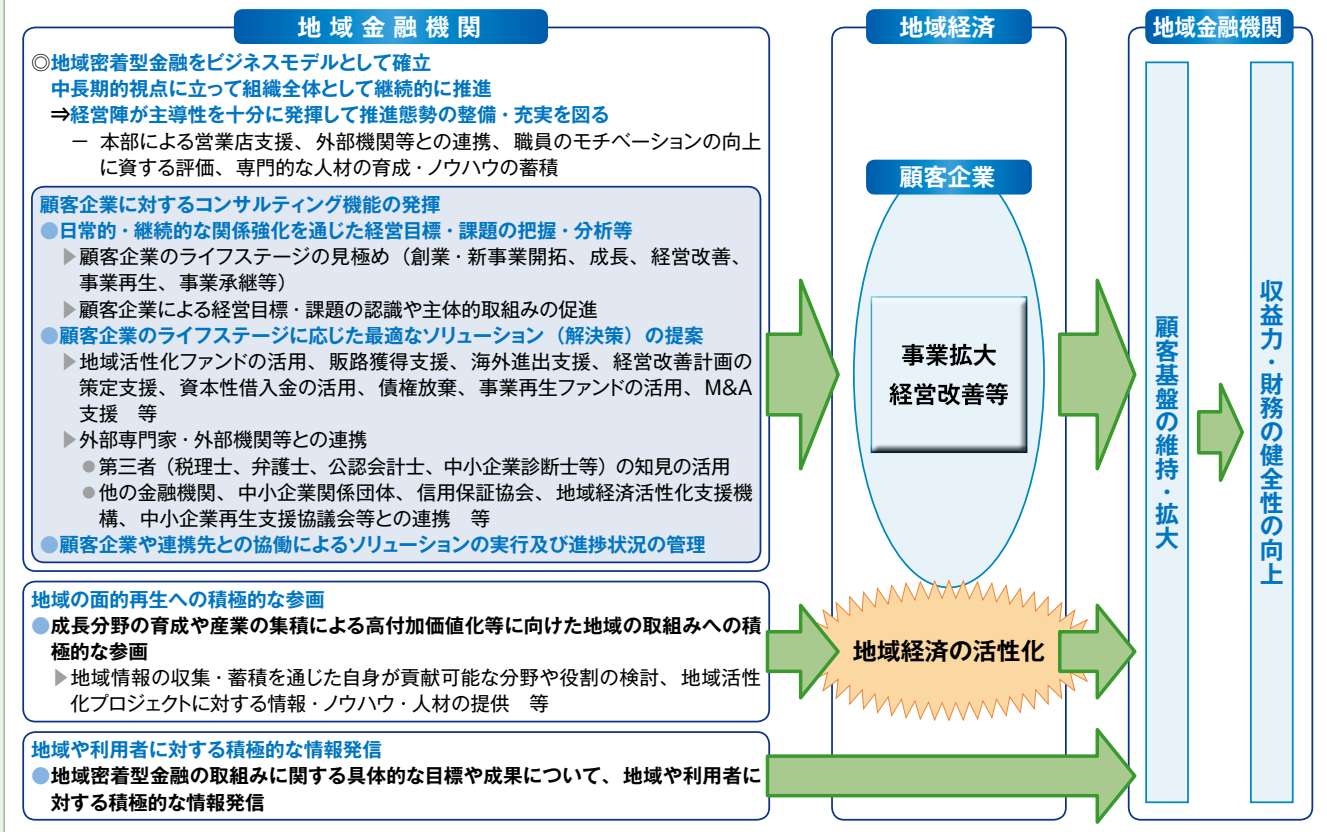
地域金融機関には、中小企業に対峙して円滑な金融仲介機能を大いに発揮していただきたいと思っています。しかし中小企業の実態もさまざまですから、個々の中小企業に響くような経営支援を的確に行うのは、なかなか単独では難しいケースも多いと思います。

そういう問題意識の下に、地域密着型金融の目指すべき方向について、平成23年5月に当時の中小・地域金融機関向けの監督指針を改正しました。それは私が地域金融担当の審議官だったときのことです、この監督指針の改正の任に当たりま

資料3

地域密着型金融の目指すべき方向 (平成23年5月監督指針の改正)

(平成25年4月最終改正)



(講演資料より)

した。
 監督指針の改正にあたっては、実際に地域においてどういうことが行われているのかヒアリングしようとするか、若いうと何人かの若い課長補佐と一緒に、全国各地をかなり回りました。先ほどお話しした「地域課題解決支援チーム」のように、金融機関の方々だけではなく、税理士さんをはじめ中小企業診断士さんや商工会議所の経営指導員さんなど、地域のキーパーソンにお会いして、どうすれば地域企業を元気にできるか、地域経済を活性化できるか、いろいろ意見交換をさせていただいたのです。そこで分かったのは、優れた金融

機関は優れた第三者とタッグを組んでいくということでした。
 われわれは金融担当の当局ですから、金融機関を中心にして地域企業を支援し、地域経済を活性化するにはどうしたらいいのかという観点から、ヒアリングした結果を監督指針の中に盛り込んだわけです。地域金融機関と地域経済を柱にした監督指針の要点を図解したものが資料3です。をご覧ください。
 ここには、地域金融機関には顧客企業に対する金融機関のコンサルティング機能を発揮してもらうため、顧客企業のライフステージに応じた最適なソリューション（解決策）の提案をしてほしいということを示しました。その際には外部専門家や外部機関等との連携が必要であり、第三者の知見を十分に活用しなければならぬということ、第三者の一番目に税理士の皆様のことを掲げました。
 この方向性はいまま変わっていません。TKC会員をはじめ税理士の皆様には、中小企業の経営者に最も身近な存在として、これまで以上に中小企業金融における金融機関との橋渡し役を担っていただきたいと思っております。
 ご静聴ありがとうございました。

「TKCモニタリング情報サービス」で 信頼性の高い決算書を提供する意義



行政機関や金融機関が語る TKCモニタリング情報サービスの評価

加藤司会 始めに、本日のパネルディスカッションの目的をご説明いたします。

TKC全国会は、中小企業の存続と発展を支援するという使命を果たすべく、これまで全国の金融機関との連携を進めてまいりました。しかしその実態は形式的なものが多く、具体的な成果を上げるなど実質的な連携に至らないケースもありました。そうした状況の中、2016年10月に「TKCモニタリング情報サービス」(以下、MIS)の提供が開始されました。

現在、TKC全国会は、「決算書の信頼性は識別可能である」ことをお伝えするとともに、MISで信頼性の高い決算書を金融機関に提供する運動に力を入れています。これについて金融機関あるいは金融行政に携わる皆様から率直なご意見をいただくことで、改めてその意義を再確認するというのが本パネルディスカッションの目的です。

それでは、金融庁森俊彦参与から順に自己紹介をお願いいたします。

森 私は5年前に日本銀行を退職し、それ以来、全国の中小企業を金融面から支援する仕事に携わっています。

日銀時代は国内の金融政策に加え、バゼル銀行監督委員会の日本代表を4年務めるなど、日本のためにと全力を投入してまいりました。しかし日本では、少子高齢化や廃業等により事業者数が減少し続けている。どうかかしない限り日本は活力を失ってしまうと考え、「中小企業の元氣こそ日本の活力である」という私の確信から、第2の人生を中小企業支援に投じることを決め、現在は金融庁参与を始め商工中金アドバイザーや六つの政府委員等を務めています。

西野 常陽銀行は茨城県水戸市に本店を置く地方銀行で、私は営業本部の副部長を務めています。当行では、地元中小企業を支援するためにフィンテックサービスの活用を入れており、その一環として2016年にTKC様と業務提携

◎パネリスト

金融庁参与・日本動産鑑定会長

森 俊彦氏

株式会社常陽銀行常務取締役

西野英文氏

浜松磐田信用金庫副理事長

高柳裕久氏

TKC全国会書面添付推進委員会副委員長

金成祐行 会員

◎コーディネーター

TKC全国会副会長

加藤恵一郎 会員



し、MISの開発に関わらせていただきました。

本日は、当行におけるMISの活用状況や利用促進の取り組みなどをご紹介いたします。

高柳 浜松磐田信用金庫は、本年1月に旧浜松信用金庫と旧磐田信用金庫が合併して新たなスタートを切った信金で、磐田市と坂本孝司TKC全国会会長のお膝元である浜松市を中心に、静岡県西部と愛知県の一部を営業地域としています。地元中小企業の支援については、ライフステージごとにさまざまなソリューションメニューを揃えています。これらの事業展開において税理士の皆様との連携が不可欠だと考えています。「地域を元気にする」という方向性を共有するTKC会員の皆様とタッグを組み、地元中小企業の支援に取り組んでいます。

金成 私が所属しているTKC全国会書面添付推進委員会は、税理士法の書面添付制度と会社法の会計参与制度の推進、税理士の4大業務のうち「保証」にあたる業務を担当しており、私は副委員長を務めています。

本日は、MISで信頼性の高い決算書を提供すること、そして書面添付がなぜ、決算書の信頼性を保証するのか、その意義についてお伝えしたいと思います。

MIS活用の利点と課題

正確な財務情報の把握は「事業性評価」の大前提

——MISを実際に利用している金融機関の皆様の率直なご感想をお聞かせください。

西野 MISは、税務当局に電子申告した決算書のデータを同時にご提供いただける仕組みであり、多くのケースで税理士法第33条の2に規定されている添付書面（以下、添付書面）を同時に入手できるわけですから、私ども金融機関にとって、決算書の信頼性を判断する上で大変ありがたいツールです。実際に利用した担当者に感想を聞いたところ、「決算書を手入する時間を大幅に削減できた」「入手したデータを経営者との面談までにじっくり分析できるので、面談時には課題の共有や深度の深い対話ができる」といった声があり、特に実務経験が浅い行員は非常に助かっているというものでした。

具体的な活用方法としては、提供いただいたデータを事業性評価や経営改善計画策定の進捗管理などのフェーズに役立てています。特に有効活用できているの



西野英文常陽銀行常務取締役

告をした決算書と同じデータを提供していただける点です。さらに、決算書だけでなく月次試算表も提供していたので、お客様の直近の業況を迅速に把握できます。その結果、お客様の課題解決や融資のご提案をタイムリーに行うことができま

すので、そうした意味でも非常に有効なサービスだと評価しています。

特に「月次決算報告シート」については、比較損益計算書や比較貸借対照表、現預金の増減等が1枚のペーパーに分かりやすくまとめられており、経営者と課題を共有するための対話ツールとして非常に有効です。

また別の観点では、近年企業に働き方改革が求められている中で、当金庫においても業務の効率化は重要なテーマになっています。MISを活用すれば、支店職員が決算書等を受け取るだけでなく取引先を訪問する必要がなくなりますし、また面談する前に過去の業績との比較やヒアリング項目の整理といった準備ができるようになりますので、経営者との面談の中心が非常に濃くなります。業務全般の効率化につながるという点でも、その利便性を実感しています。

なお、当金庫の6月末時点でのMIS利用件数は1300件超で、全国の信金

の中ではトップです。ただ、そのうち月次試算表が提供されているのは3割未満という状況です。お客様の業績を迅速に把握できることがMISのメリットの一つだと思えますので、今後は月次試算表の提供先数を増やしていただけるとありがたいです。

——その他にご要望はありますか。

高柳 過去に当金庫からの借入れがあったものの、現在は取引がない関与先様についても、経営者の了承のもと、MISの利用を促していただきたいです。そうすれば資金需要が発生した場合、事前に業績等を把握していることで、融資のご相談をスムーズに進めることができ、双方にとってメリットがあります。

——電子申告と同時に決算書のデータが提供されることへの信頼感や、月次試算表をもっと提供してほしいという要望など、大変参考になります。

デジタルライゼーションが進展する中で企業と金融機関双方にメリットがある

——続いて、金融行政を司る金融庁のお立場として、森参与はMISをどのよう

に評価しておられますか。

森 近年、世界的にデジタルライゼーションが急速に進展しています。デジタラ

が事業承継支援の業務です。当行にはフィナンシャルアドバイザーという専門担当者が出て、取引先企業を訪問し事業承継等のご相談に応じているのですが、その際にMISを通じて提供いただいた決算書のデータを活用しております。これまで提供いただいた約1300件のうち160件の融資先企業に対して、事業承継に関するご提案をしました。

事業承継支援に限らず、正確な財務情報の把握は事業性評価をはじめ企業の実態把握のための大前提となります。いかに正確かつタイムリーにお客様の財務情報を提供していただくかは、金融機関にとって重要な課題です。MISの利用が始まってからお客様の情報を照会できる環境が整い、確実にサービスの質の向上につながっていると感じていきます。

高柳 MISの最大の特長は、電子申



森 俊彦 金融庁参与・日本動産鑑定会長

イゼーションとMISについて、中小企業経営、そして金融機関における金融仲介機能の発揮という二つの側面から、その有用性を述べたいと思います。

まず中小企業経営においては、少子高齢化等による人手不足が全国的に深刻になっており、デジタルイゼーションによる生産性向上と経営改善は待ったなしの課題です。そうした意味でも、MISを含めフィンテックの活用・浸透は、大変心強い。

一方、金融機関の中小企業支援におけるデジタルイゼーションにおいては、先ほど西野常務、高柳副理事長のお話にもありましたが、フィンテックの活用が金融仲介機能の発揮に大いに資するのではないかと感じているところです。またTKCの財務会計システムは電子帳簿保存法にも準拠し、取引記録のトレーサビ

リティ（追跡可能性）が確保されている。中小企業と金融機関の信頼関係構築のためには、この観点が非常に重要です。全国の中小企業を支援する立場としてフィンテック活用には大いに期待していますし、さらにスピード感を持って推進していただきたいと思います。

金融機関によるデータ活用のベストプラクティスに関する先への金融支援に

——次に、関与先の視点を踏まえたMISのメリットについて、金成会員からご説明をお願いします。

金成 私の関与先の第1号は、実家のある福島県いわき市のクリーニング店で、私が毎月巡回監査をしています。今年の1月、社長がボイラーを買い替えるため地元の地方銀行から融資を受けたいとい

うことで、相談に行ったそうです。

その地方銀行はすでにMISを導入済みだったので、担当者から「決算書のコピーを下さい」と言われたそうです（笑）。そこで社長が「金成先生から、MISで決算書を送っている」と聞いていますよ」と伝えたところ、その担当者がすぐに確認してくれて、結果、スムーズに融資を受けることができたそうです。

その社長は常々「自分で会計システムに入力するようにしたら、常に業績が分かるようになった」、またMISについても「私が日々入力した仕訳伝票の内容を金成先生がチェックしてくれますよね。その正確なデータが、そのまま金融機関に送信されるのって感動しますね！」とおっしゃってくださいます。

まさにその社長の言う通りで、MISの利点は、単に決算書等をデータで送れるということではなく、関与先が経営の現場でTKC財務会計システムに日々入力した仕訳伝票が元になり、社長自らが業績管理を行うこと、そして、われわれTKC会員事務所が全ての領収書や請求書等と突合しチェックする巡回監査を行うことで、正しい財務データを提供できるといふ点にあるわけです。

さらに毎月の巡回監査では、今月起きたことや悩みごと、さまざまな経営課題、夢について経営者との対話を行います。私たちは、その対話の内容を添付書面の「相談に応じた事項」に記載することがあります。それを決算書等と一緒にMISで提供することで、金融機関にとっては企業の非財務情報を知るための有用な資料にもなるのではないのでしょうか。

つまり関与先企業におけるMISの最大のメリットは、信頼性の高い決算書等



高柳裕久 浜松磐田信用金庫副理事長

の財務データと非財務データ双方を金融機関に送信できることです。なぜなら、金融機関からそのデータを活用した迅速で密度の濃い伴走型支援を受けられるからです。これは、金融機関にとってもデータ活用のベストプラクティスであるということ、ぜひ金融機関の皆様を知っていただきたいと思っております。

金融機関が考える「決算書の信頼性」

MISを通じて提供された決算書なら 審査項目を省略して融資を迅速化

——「中小企業の決算書の信頼性」について、金融機関はどのように考えているのでしょうか。過去の経緯等も踏まえ、忌憚のないご意見をお聞かせください。

高柳 私はいつも部下に、「中小企業・小規模事業者への融資の際は『前後左右』の順番で見なさい」と指導してきました。「前」とは過去の業績、つまり決算書です。そして「後」は今後の見通し、つまり経営計画です。「左右」とは、仕入れや販売の状況のことです。前後左右の順番ということは、一番が決算書ということ。決算書が信頼に値しなければ、事業性評価をする際のスタートラインにも立ちません。それだけ、決算書の信頼性というのは重要であるということに常指導してきました。

過去には、当金庫にご提供いただいた決算書と信保協や他金融機関に提出した決算書の内容が異なっていたということもありましたし、もちろん今でも粉飾を疑わざるを得ないような決算書を見かけることがあります。しかし近年は中小会計要領の普及が進んできたこと、そしてもちろんTKC会員の皆様の努力の結果でもあります。全体としては、税理士が指導し中小企業が作成する決算書の精度が高まってきたと感じています。

何より、会計帳簿というのは、経営者が自社の経営をより良くするために作成するものであると考えています。会計帳簿が不正確であるということは、経営者が

自ら成長を放棄していることと同じといえます。私ども金融機関としては経営者の資質を疑わざるを得なくなります。——われわれTKC会員による、決算書の信頼性を高める取り組みについては、どのように感じておられましたか。

高柳 TKC会員の皆様の取り組みには以前から注目していました。今から16年前、私が審査部長だった頃、金融庁が「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」を公表し、その中で「相対的に精度が高い決算書」の活用事例として、TKC財務会計システムを利用してはいる企業向けの融資が紹介されていました。さらに、TKC財務会計システムで作成された決算書は信頼性が高いというだけでなく、黒字企業の割合が高い、つまり企業の収益力の強化にもつながるということを知り、非常に驚いたことを覚えています。

西野 地域の中小企業・小規模事業者の悩みをお聞きし、その課題解決のお手伝いをするところ、地域金融機関の使命であると考えています。そのためには、まずお客様のことをよく知る必要がありますが、そのための一番大切なツールが決算書です。

そもそも決算書が正確であるかどうか分からないと、営業担当はその分析が

ら始めなければなりませんので、その作業に大きな時間を取られてしまいます。そうすると、先ほど申し上げたような、経営者の悩みをお聞きし課題解決のお手伝いをするのができなくなります。そういう点を考えても、決算書の信頼性向上を目指すTKC全国会の取り組みと、MISは非常にありがたい存在です。

現在当行では、中小企業に対する少額融資の審査において、MISを通じて決算書を提供いただいたお客様については審査項目を省略し迅速化するなど、さらなる活用を検討しているところです。

決算書の信頼性にはグレードーションがあり、その識別が可能である

——金融機関にとって、決算書の信頼性は非常に重要であることを改めて実感しました。それでは金成会員から「決算書の信頼性は識別可能である」という点について、ご説明をお願いします。

金成 まずお伝えしたいのは「決算書の信頼性にはグレードーションがある」という事実です。どういうことかという点、決算書の信頼性が高くなるためのいくつかの条件があり、それらの条件を満たせば信頼性が高

まるということです。「信頼性の高い決算書の識別方法」（次頁スライド1）をご覧ください。

◎どの税理士が関与しているのか（TKC会員）

一般的に、企業自らが作成した決算書より、専門家である税理士が作成した決算書の方が信頼性は高いと言えます。またどの税理士でも同じということではなく、その税理士がTKC会員であるかどうかでも信頼性に差が生じます。

その理由の一つが『TKC会計人の行動基準書』の存在です。これはTKC会計人にとって会計事務所成功のバイブルともいえるもので、会員はその遵守が求められています。その倫理規定の章には「廉潔性」「独立性」などが、また遵守義務の章には「法令遵守義務」などが規定されています。分かりやすく言えば、脱

税や粉飾の手伝いは絶対にしないという「会計人による自己規制」のための基準書です。

もう一つの理由が、TKC会員が使用しているTKC財務会計システムにあります。TKC財務会計システムは、法令に完全準拠しており「帳簿の証拠力」を確保するために、過去データの訂正・追加・削除が禁止されている、つまりトレーサビリティ（追跡可能性）が確保されているので信頼性が高いのです。

◎月次巡回監査を実施しているのか

私たちTKC会員事務所では、月次巡回監査を実施し、記帳の品質（適時性と正確性等）を検証しています。巡回監査の現場では、請求書や領収書等の証憑書類と仕訳を突合するだけでなく、例えば機械装置を購入した仕訳があれば、実際にその機械を見せてもらうなど、取引の「実在性」の確認を行います。

この月次巡回監査の実施状況を確認できる書類が、第3者であるTKCが発行する「記帳適時性証明書」です。この証明書で、会計事務所が適時に作成されていること、会計事務所が関与先を訪問して巡回監査を実施し、月次決算を完了していること、決算書は会計帳簿の勘定科目残高と一致し別途作成されたものではないことなどが分かります。



金成祐行TKC全国会書面添付推進委員会副委員長

◎電子申告した内容と同じ決算書であるのか（一気通貫）

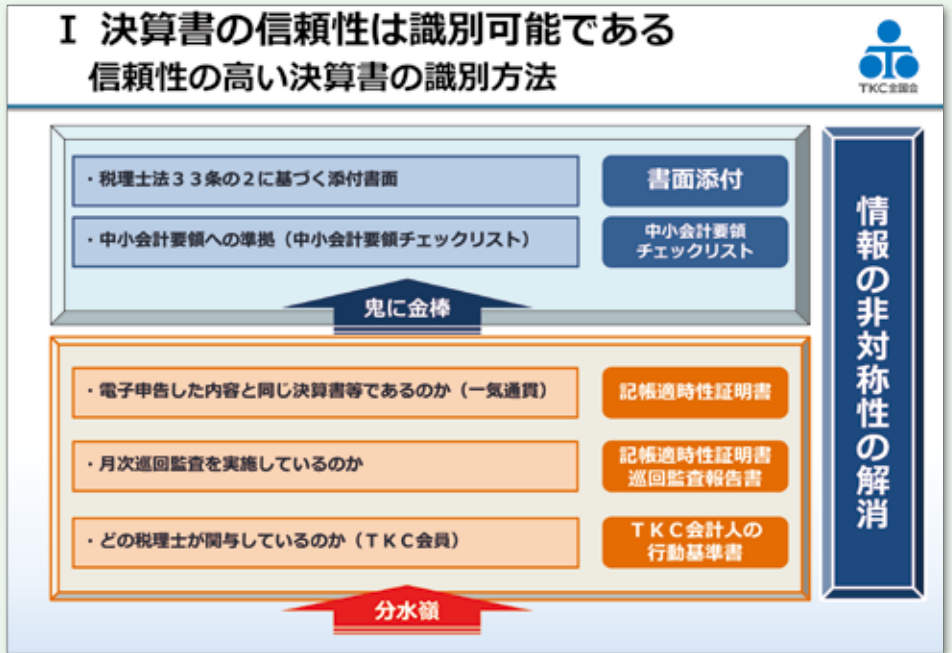
MISの概念図（スライド2）をご覧ください。TKC会員事務所が税務署に電子申告をしたと同時にその決算書のデータが金融機関に提供されることがお分かりいただけると思います。そして「記帳適時性証明書」には、決算書に計上された「税引き後当期純利益（損失）」と法人税申告書別表4の「当期利益又は当期欠損の額（1）」とは完全に一致しており、法人税申告書は当該決算書に基づいて作成されたことが記載されます。つまり「会計帳簿⇨月次試算表⇨決算書⇨税務申告書⇨電子申告」という事務の流れが一気通貫しており、粉飾された決算書を金融機関への提出用に別途作ったものではないことを証明しています。

TKC会員が関与しているか、月次巡回監査を実施しているか、電子申告した内容と同じ決算書であるかが、信頼性の高い決算書か否かの「分水嶺」です。これらに次の2点が加われば、まさに「鬼に金棒」です。

◎中小会計要領への準拠（中小会計要領チェックリスト）

中小会計要領とは、中小企業向けの会計ルールで、「記帳の重要性」が明記されています。これに準拠しているかどうか

スライド1

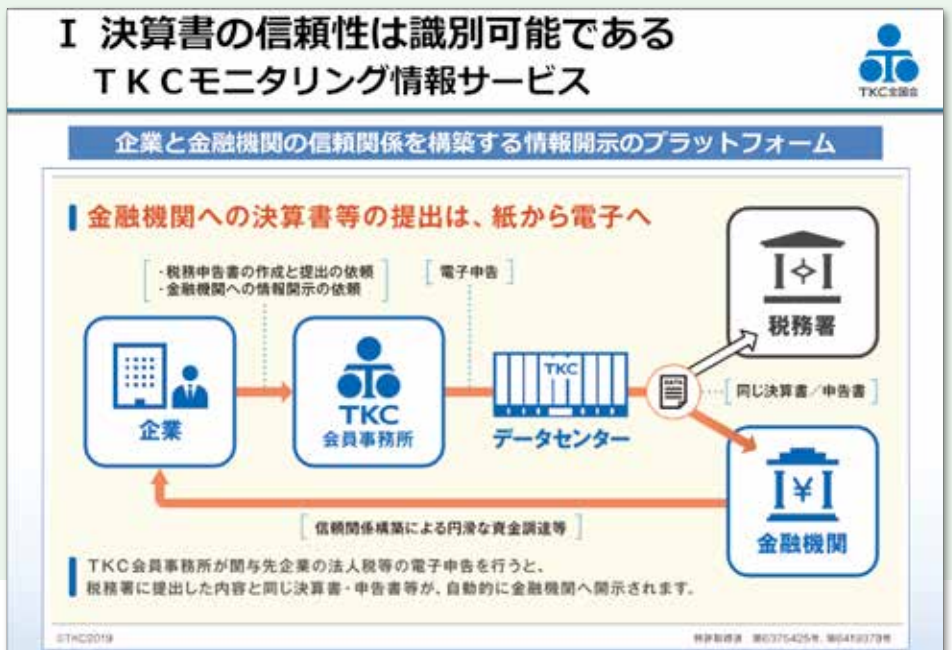


かは、中小会計要領の適用に関するチェックリストの15番目「すべての取引につき正規の簿記の諸原則に従って記帳が行われ、適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿が作成されているか」にチェックが入っているかどうかで識別が可能です。

◎税理士法の書面添付

税理士法第33条の2に規定される書面添付制度とは、税理士が計算し、整理し、

スライド2



相談に応じた事項などを記載した書面を、税務当局に提出するという仕組みです。具体的な記載事項は、われわれ税理士が月次巡回監査を「どのように行ったのか」ということのみならず、経営者から相談を受けた内容も含まれます。

ではなぜ、この書面を付けると信頼性が高いのでしょうか。その法的根拠を申し上げますと、一つ目が税理士法第1条で、条文には「独立した公正な立場」とい

う独立性の概念が示されています。つまり、税理士は納税者からも税務当局からも独立していることが求められ、その立場において租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることが使命であるとされています。添付書面の内容は「独立した公正な立場」で記載されているはずなので、記載通りに作成されている決算書が粉飾されているはずもなく、信頼性が高いということになります。

もう一つが、税理士法第46条の懲戒規定です。もし税理士が作成した添付書面に虚偽記載があった場合、懲戒処分があるという内容です。この規定は、添付書面の記載内容に関して虚偽ではないという法的な担保があることを示しています。この書面の提出は任意であることから、税理士が懲戒処分を受けるリスクを冒してまで虚偽の記載をして提出することはまず考えられません。また「経営者保証ガイドライン」に基づき融資の際に経営者保証を免除する際、書面添付を活用する金融機関も出始めています。

このように、書面添付には税理士が自らの資格をかけて申告書の正しさを証明しているという意味があり、だからその基となる決算書の信頼性が高いのです。

財務・非財務情報は相互補完的な関係

中小企業支援には

ローカルベンチマークの活用が不可欠に

——中小企業金融において、今後事業性評価がますます重要になります。中小企業の実態把握における決算書の信頼性と事業性評価について、森参与の見解をお聞かせください。

森 中小企業を金融面から支援して強く感じるのには、金融機関と企業の「情報の非対称性」をいかに乗り越えるかが極めて重要であるということです。決算書が正しくなければ、事業性評価のスターラインにも立てないの言うまでもありません。

事業性評価では、決算書等には必ずし



コーディネーター／加藤恵一郎TKC全国会副会長

も表れない経営理念、あるいは知的財産、従業員育成方針や定着率、こうした点も重要になってきます。財務情報と今申し上げたような非財務情報は、どちらか一方があればどちらかが不要になるというものではなく相互補完関係にある、つまり両者の組み合わせが重要です。

また、今後金融検査マニュアルの廃止が予定されていますが、廃止後の金融行政として、「将来キャッシュフロー」を重視する方向に軸足が移っていきます。金融機関が持続可能なビジネスモデルを構築するためには、取引先の「将来キャッシュフロー」を改善させるために、事業を的確に理解する必要があります。

事業の中核は運転資金ですので、特に「正常運転資金」を把握することが重要です。直近のキャッシュフローというよりは「将来キャッシュフロー」、そして運転資金の中の「正常運転資金」がポイントです。

安倍総理がエストニアなどを訪問されたことに現れていますけれども、政府はデジタル・ガバメントを推進しています。その一環として経済産業省・中小企業庁に「デジタルトランスフォーメーション室」を設置しました。中小企業施策をデジタル情報として管理する「中小企業支援プラットフォーム」の構想を立ち上げ、

そこに事業性評価のツールであるローカルベンチマークが搭載されます。すでにIT導入補助金等の申請にはローカルベンチマークによる事業性評価が必要になっており、ローカルベンチマークが一段と重視される方向にあるのです。

金融検査マニュアルが廃止された後は、事業性評価の時代になります。ローカルベンチマーク、事業性評価、中小企業支援、デジタル・ガバメント、これらがまさに「一気通貫」でつながってくるのです。それを実現するためには、金融機関と税理士の皆様がタッグを組むことが非常に重要だと感じています。

税理士との連携に期待すること

中小企業・金融機関・税理士による「共通価値の創造」の実現を！

——最後に、今後の金融機関と税理士との連携について、期待を含めメッセージをお願いします。

高柳 地域金融機関は、その地域においてなくてはならない企業を支援するために、時にはリスクを取って融資をしなければならぬ存在です。その際に重要なことは、貸しっぱなしではなく、ご融

資の実行後いかにしてその企業をモニタリングし、成長支援や業績改善の支援をするかということなのです。

そうした支援の際に、MISはまさに核となるツールになります。取引先企業と顧問税理士、われわれ金融機関が三位一体となって情報を共有し「情報の非対称性」を解消していけば、必ず地域の中企業を元気にできる。そのためにも、MISの活用をさらに進めていきたいと思えます。

西野 われわれ地域金融機関にとって、税理士の皆様は良きパートナーであり、最強のタッグが組める相手です。MISの利用企業をもっと増やし、提供された会計データをベースにお客様の経営課題を解決していく。税理士の皆様の知見とわれわれ金融機関の知見を組み合わせ、地域の中小企業の発展に貢献していきたいでしょう。

森 銀行にとつての憲法である銀行法第1条には「国民経済の健全な発展に資することを目的とする」と明記されています。国民を「地域」に置き換えますと、地域経済の健全な発展こそが、地域金融機関の目的なのです。日本企業の99・7%が中小企業ですから、地域の中小企業の生産性向上、つまり営業キャッシュフロー改善なくして地域経済の健全な発展は

ありえません。中小企業の元気を引き出し、それが起点となって「地域経済エコサイクル」の好循環を生み出す。その結果、金融機関の経営基盤も強化され、持続可能なビジネスモデルが構築できるのです。

そして経営者に最も近い存在は顧問税理士さんです。中小企業、金融機関、税理士の「共通価値の創造」の実現に向けて、本日ご列席の皆様で中小企業の元気を引き出し、後押ししていきましょう。

明るい日本の未来は、ここにいらつしやる皆様の双肩にかかっています。一緒に頑張りましょう！

金成 皆様のお話をお聞きして、MISの利用件数をもっと増やさなければいけないという思いを強くしました。同時に、書面添付の推進も重要なテーマです。これらの実践に全力を注ぎ、金融機関との関係をさらに良好にして、ともに日本の中小企業を元気にしましょう！

——MISを切り口に金融機関の皆様との相互理解が一層深まり、われわれが進むべき方向は間違っていないことを確信できました。

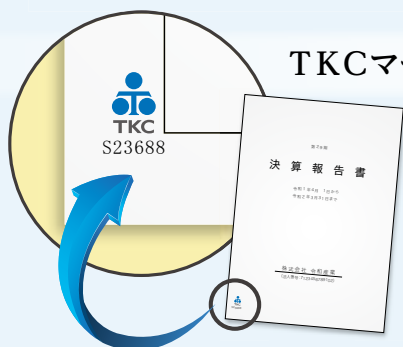
ぜひこの全体研修会の内容を地域会の皆様にお伝えください。全国の同志とともに、中小企業の存続、発展のために尽力していきましょう！

AUTOMATION

決算書の徴求は、紙から電子へ

TKCモニタリング情報サービスを使えば

取引先の決算書等が、
税務署への電子申告と同時に
貴方のお手元に届きます。



TKCマーク付きの決算書を見かけたら、当サービスをお勧めください。

取引先様へのお勧めトーク

TKCでは、
電子で決算書を提供いただける便利なサービスがあります。
是非、顧問の会計事務所へ相談し、利用を検討ください。

金融機関の皆様のメリット

無償のサービス

高い信頼性

每期自動提供

スピーディ

業務効率化

商機の拡大



サービスの詳細は
<https://www.tkc.jp/fx/bank>



事例を公開中
<https://www.tkc.jp/fx/bank/CASE>

資金の推移を迅速につかみ 顧客ニーズの開拓にまい進

ドライバー不足、自動運転技術の進化など、激変期を迎えているトラック運送業界。近畿エリアを地盤に、近年著しい成長を続けているのが日本トランスネットだ。張り巡らされたネットワークと柔軟な対応力を武器に、取引先を拡大。財務管理には『FX4クラウド』を活用し、関東エリアへ本格進出するための足場を固めようとしている。

全国津々浦々をカバーし 多様な取引先に対応

——事業面の強みを教えてください。
原口 おもに大型トラックとトレーラーを活用し、東北地方から九州地方まで、幅広い層のお客さまの荷物を輸送しています。家具、家電、飲料、日用雑貨など、さまざまなジャンルの商品を扱っているため、年間を通して安定的な売り上げを見込める点が強みです。

——車両台数と拠点数は？

松本 グループ全体で保有している大型車両は、ざっと650台ぐらい。トレーラーが約260台で、残りが大型トラックです。本社のある大阪府内に支店・営業所が3カ所あるほか、全国8カ所に拠点を構えています。私は名古屋から西のエリアを担当し、それ以外のエリアを原口が主に担当しています。

——近年、業績が右肩上がりです。



松本 堯雄 最高経営責任者

ています。

松本 輸送量が増えているわけではありません。ドライバー不足により倒産する中小、零細規模の運送会社が少ない状況のなか、当社はドライバーを安定して確保できているため、同業他社から業務を依頼されるケースが多くなっているようです。背景として日々の営業活動があります。各拠点の営業担当者が運送会社を回り「うちのこんな品物を運べます」とか「もし困ったら相談してください」などと提案するのです。

——環境にも気を使われているとか。
原口 関東・九州間、関西・九州間では、CO₂排出量削減のため、フレリーを利用したチャーター便の利用を提案しています。
——ドライバー採用のため、どんな工夫をされていますか。
原口 車両の後方トビラに、ドライバー募集の告知を掲示しています。大型トラックドライバーとトレーラードライバー、それぞれの給与額を明示しているのがうちの特徴です。掲載場所は、他社のトラックドライ

——環境にも気を使われているとか。
原口 関東・九州間、関西・九州間では、CO₂排出量削減のため、フレリーを利用したチャーター便の利用を提案しています。
——ドライバー採用のため、どんな工夫をされていますか。
原口 車両の後方トビラに、ドライバー募集の告知を掲示しています。大型トラックドライバーとトレーラードライバー、それぞれの給与額を明示しているのがうちの特徴です。掲載場所は、他社のトラックドライ



ドライバーの募集告知を掲示



河内長野市にある本社オフィス



650台の大型車両を保有

バーの目線と同じくらいの高さ。大阪府内と同程度の比較的高い賃金をうたっているので、ドライバー同士の口コミで伝わるなど、大きな反響があります。

—— 運送会社にとって安全運行も大きなテーマです。

松本 順次進めているのが、ドライバーの装着です。新たに購入する車両には前後方だけでなく、側面やキャビン内の状況も映し出せるドラレコを設置しています。安全運行課の担当者が各車両の場所と走行速度を24時間監視。例えば夜間に高速道路を走行中、規定の速度を一定時間下回ると、担当者がドライバーに連絡し、サービスエリアなどで休憩をとるよう勧めたりしています。—— 複数台のトラックが隊列を組み、無人トラックを先導するための公道実証実験が始まっていますが、自動



原口郁社長



松本砂苗取締役部長

運転技術の進歩をどうとらえていますか。

松本 新しい技術を積極的に導入したい気持ちはありますが、隊列を組みむトラックの間に他のクルマが割り込んで自動ブレーキが作動した場合、

輸送品が破損するリスクがあります。実用化までまだ時間を要するのではないのでしょうか。

業務の属人化を防止し 精神的負担を軽減

—— 4年前に『FX4クラウド』を導入されたと聞きました。

上埜・前経理部長 以前は別の会計ソフトを利用していましたが、使い勝手が悪く、十分に活用できていませんでした。ソフトの設定方法がわからず、手作業で行う業務も結構あり、業容が徐々に拡大するなか、そうした経理体制を続けるのは無理があると感じていたんです。しっかりと財務管理を行うツールとして辻井先生から『FX4クラウド』を紹介され、後任の松本砂苗部長をはじめ、今では各担当者がいろいろな機能を使いこなしています。

—— 具体的には？

松本部長 資金管理メニューの「支払管理機能」は支払い業務の属人化を防止でき、助かっています。仕訳計上時に買掛金等の支払い予定日を登録しておけば《支払予定表》に反映され、地代・家賃等の定期的な支払い予定も支払い条件を登録しておく、もれなく把握できます。

さらに「インターネットバンキング（IB/FB）振込用データ作成機能」を使い、数百件ある月末の口座振り込み作業を効率的に行えるようになりました。『FX4クラウド』の導入前は、1人の経理担当者がすべての支払い予定を管理している状





左から2人目は上埜英一前経理部長。後列右端は戸知友美監査担当

株式会社日本トランスネット

設立 2000年3月
所在地 大阪府河内長野市野作町14-21
売上高 103億円
社員数 229名
URL <http://www.j-transnet.co.jp/>

顧問税理士

税理士法人オークラ会計事務所

所長 社員税理士 辻井隆宏
大阪府大阪市北区天満4-9-16
URL <https://www.tkcfnf.com/ohkura/>

態で、月末になると請求書を1枚ずつ確認しながら、3日がかりで会計ソフトに入力していました。

——業務効率化につながったと。
松本部長 はい。本社オフィスに勤務する複数名の担当者が全拠点の仕事を入力しているため、誰かが休んでも、経理業務がストップすることはありませんでした。各自にかかる負担が減り、出納処理に対する承認機能も備わっているため、内部けん制に役立っています。

——お手元にあるノートパソコンは



辻井隆宏顧問税理士

オフィスでふだん利用されているパソコンですか。

松本部長 いま子育て中のため、自宅で仕事するときにも使用しています。よく確認するのは、金融機

関の口座残高と『FX4クラウド』上の残高が業務終了時に一致しているか。「スマート業績確認機能」を用いて、外出先からスマートフォンで売り上げの数字などを確認できるのも便利です。

——どんな出力帳表を活用していますか。

松本部長 リース会社や金融機関と打ち合わせする機会が多く、「マネジメントレポート（MR）設計ツール」で作成した、グループ全体の業績を把握できる帳表をよく利用しています。毎月15日前後に前月の業績を概算で把握し、25日ぐらいに確定した数字を松本最高経営責任者に報告していますが、このサイクルを早め、月初に概算業績を確認できる体制に改めることを目指しています。

2019年3月期決算では、監査担当の戸知さんから提案され「TKCモニタリング情報サービス（MIS）」を活用し、8行の金融機関に決算データを送信しました。金融機関担当者から「タイムリーに数字を把握し、質問事項を準備して打ち合わせに臨めるため時間短縮につながった」「月次決算データもMISで送信してほしい」などといった声をいただいています。リース会社や金融機関から業績に関する問い合わせが頻繁にあるので、月次データの送信も行っていきたいです。

辻井 『FX4クラウド』をフル活用されている印象ですが、今後は定期的な業績検討会の開催なども提案していきたいと考えています。

——月次巡回監査時はどんな話をされますか。

戸知 松本部長と面談して、車両などの資産の購入計画や今後の資金繰りを確認したりしています。毎月月初に本社オフィスを訪問し、2日間かけて監査を行っています。ふだん使用している事務所のパソコンからインターネットで『FX4クラウド』の最新データを確認してから監査に臨めるので、とても効率的になりました。

——抱負をお聞かせください。

松本 ドライブレコーダーやETCの普及など、運送業界では近年デジタル化が急速に進展しました。ETC2・0搭載車両が増えれば、高速道路の料金所もいづれなくなるかもしれません。そうした合理化を図るツールを積極的に導入しつつ、当面は取引先を新たに開拓するよりも、現在取引しているお客さまのニーズを深掘りし、受注をさらに伸ばしていきたいと考えています。



金融機関と
いい関係になってきた。



金融機関への決算書等の提供は、紙から電子へ。
中小企業の成長を支援する「TKCモニタリング情報サービス」。

中小企業が成長していくためには、円滑な資金調達が欠かせません。「TKCモニタリング情報サービス」は、法人税の電子申告を行うと自動的に金融機関へ決算書等を開示、経営の透明性を高めることで、金融機関と二人三脚で歩んでいける関係を築きます。

全国の金融機関の9割が導入、金融機関との関係強化が図れます。

「e-Tax」をはじめ、法人税の電子申告、e-調達、e-請求などさまざまなサービスを導入。金融機関にとっては信頼性の高い報告や経営情報を把握できるほか、経営の判断も迅速になり、融資へのサービス向上が図れます。

自動的に金融機関へ開示、決算書の信頼性が高まります。

法人税等の電子申告を行うと、開示内容の決算書・申告書が金融機関へ開示されるため、改ざんの心配がありません。2018年6月の金融機関への開示が完了しています。

毎月訪問して経営をチェック、企業の成長に寄与します。

開示と目録が掲載されたTKCの会社情報システムに状況をつまみチェックして成長へのアドバイスをいたします。サービス上で金融機関に財務方針や経営計画を共有できるほか、成長のための金融支援も提供いたします。

【TKCモニタリング情報サービスとは】

- | | |
|---------------|---|
| 1 決算書等提供サービス | 中小企業からの依頼に基づいて、TKC全国事務所が法人税の電子申告後に金融機関へ決算書や申告書等のデータを提供するサービスです。 |
| 2 月次試算表提供サービス | 中小企業からの依頼に基づいて、TKC全国事務所による月次決算終了後に金融機関へ月次試算表のデータを提供するサービスです。 |

本サービスで提供する報告には「中小企業診断センター」が正税理士法第13条の2に基づき「信用調査」「記録簿持出業務書」が含まれており、信頼性を確保できる情報として金融機関から提供されています。

TKC FinTech TKCモニタリング情報サービス



山

梨県甲府駅北口から桜並木の「武田通り」を北に3キロほど行くと、戦国武将・武田信玄を祭る武田神社が鎮座する。武田氏が本拠地とした躑躅ヶ崎館の跡地の一角に、大正8（1919）年、社殿が竣工された。毎年春に開催される信玄公祭りには、1000人も甲冑姿の参加者が通りを練り歩く。

注意してみると歩道にはポツン、ポツンと木の立て札が立てられ、信玄旗下、武名をとどろかせた武田典厩信繁、馬場美濃守信春、板垣駿河守信方など歴戦の武将たちの屋敷跡であることが分かり、往時をしのばせる。

道の途中、山梨大学甲府キャンパスの隣に「星野書店」がある。大学に隣接しているため学生が頻繁に立ち寄る本屋だ。店主は須藤紀子。父の病気を機に祖父の代から家業としてきた書店を継ぐ決心をした。しかし、2012年11月甲府駅北口前に山梨県立図書館がオープンすると、売り上げは減少した。インターネット通販の隆盛も逆風となった。

危機を感じた須藤は、14年11月、商工会議所の主催する「経営改善計画書の書き方セミナー」に自ら



地域金融の未来

共同通信社経済部記者
橋本卓典

「甲斐の虎」と本屋の女主人

参加した。取引銀行からは「決算書の数字が良くない。もう無理です。山梨県信用保証協会も無理だと言っている」と、最終宣告を突き付けられていた。

経営者の覚悟を試す

12月、諦めきれない須藤は商工会議所の無料の経営相談会に参加した。応対したのが例の信用保証協会の有野文明（現在は退職）だった。有野は開口一番、「直球」を投げ込んだ。

「もう、この状態ならやめたら？」
須藤は食い下がり、それでも事業を継続したい思いを必死に伝えた。有野は須藤の顔をみつめて口を開いた。

「じゃあ、できることをやろう」
銀行からの話で「信用保証協会こそが悪の権化だ」と信じ込んでいた須藤は、信玄の異名「甲斐の虎」の如き面相の有野がニコニコと相談に応じてくれることに拍子抜けした。有野は、須藤の経営者としての覚悟を試していたのだ。

有野は動いた。取引銀行に電話を入れ、数日のうちに経営改善計画書を提出した。反応の鈍い金

融機関には有野自ら電話を入れ、担当者を引き張り出しての面談を重ねた。返済猶予で資金繰りを安定させるためだ。紆余曲折あったが、返済猶予は認められた。

保証協会の専門家派遣事業を使って知り合った、中小企業診断士の小口一策も親身になって星野書店を助けた。かつては冷淡だった取引銀行も今では親身に相談にに応じてくれるようになった。経営環境は厳しいが、ツイッターによる情報発信、本や本屋のあれこれを書いたお知らせ「ほんのかけはし」の発行など、須藤はようやく前を向いて歩めるようになった。

明けても暮れても資金繰りに追われる事業者には光は見えない。どうして星野書店はもちこたえたのだろうか。事業者を生かすも殺すも人次第だ。格好の題材を見つけた。星野書店の物語は筆者の次回作でもぜひ取りあげたい。乞うご期待あれ。

（敬称略）



はしもと・たくのり
1975年東京都生まれ。慶應義塾大学法学部政治学卒業。2006年共同通信社入社。経済部記者として流通、証券、大手銀行、金融庁を担当。2年間、2度目の金融庁を担当。2015年から2016年までは資産運用業界も担当する。著書に「捨てられる銀行」「捨てられる銀行3 未来の金融」「計測できない世界」を読む（講談社現代新書）など。

TKCモニタリング情報サービスからダウンロードしたデータ(XBR LまたはCSV形式)をご利用の決算書入力システムに取り込むことで、決算書データの手入力やOCR処理にかかる作業負担を軽減できます。

■連携サービスを提供している決算書入力システム(五十音順)

『CASTER』 三井情報株式会社

http://www.mki.co.jp/biz/solution/financial/credit_business/caster/index.html

お問合せ先：金融・コンタクトセンター営業本部 金融第一営業部 地域営業室 川合様

TEL：03-6376-1114 E-Mail:regionalbank-sales-dg@mki.co.jp

『SCORE LINK』 TIS株式会社

https://www.tis.jp/service_solution/yoshin/

お問合せ先：フィナンシャル事業企画部 SCORE LINK営業担当様

TEL：TEL:03-5337-4297 E-Mail:scorelink@ml.tis.co.jp

『決算書リーディングシステム』 株式会社情報企画

http://www.jyohokikaku.co.jp/system/system_kessanshoreading.html

お問合せ先：大阪営業部 真田様

TEL：06-6265-8530 E-Mail:sanada@jyohokikaku.co.jp

TKCは銀行APIへの対応を進めています。

TKC会員の関与先企業が利用するTKC会計システム(FXシリーズ)には、インターネットを利用して金融機関から取引データを自動受信できる機能が搭載されています。当機能は99%超の銀行(法人口座)に対応しており、2万社を超える利用実績があります。TKCでは、当機能についてマネーツリー社と協働で銀行APIとの連携を進めており、すでに左記の金融機関との連携が完了しています。

●API連携済み金融機関

- 法人口座…◎常陽銀行 ◎住信SBIネット銀行 ◎243の信用金庫
- 個人口座…◎みずほ銀行 ◎三井住友銀行ほか23行 ◎243の信用金庫

※令和元年8月末時点



①取引明細取得依頼 ↓ ↑ ④取引明細受信



②取得 ↓ ↑ ③提供



■TKCの銀行API対応に関するお問合せ先

株式会社TKC システム開発研究所

技術研究・開発支援センター 海来達矢

TEL:0268-648-2111

E-Mail:api.fintech.banks@tkc.co.jp

「TKCモニタリング情報サービス」 金融機関別 利用申込件数一覧

令和元年9月5日現在

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
【政府系金融機関】				
1 日本政策金融公庫(国民生活事業)	東京都	平成30年10月	14,827	-
2 商工組合中央金庫	東京都	平成29年 7月	3,228	686
【都市銀行】				
1 三菱UFJ銀行	東京都	平成29年 2月	2,901	552
2 三井住友銀行	東京都	平成29年10月	2,477	324
3 りそな銀行	大阪府	平成29年10月	1,307	149
4 埼玉りそな銀行	埼玉県	平成29年10月	1,125	197
【地方銀行・第二地方銀行】(上位50行)				
1 静岡銀行	静岡県	平成29年 3月	2,645	645
2 中国銀行	岡山県	平成28年12月	1,843	244
3 足利銀行	栃木県	平成28年10月	1,601	217
4 北洋銀行	北海道	平成29年 1月	1,498	114
5 常陽銀行	茨城県	平成28年10月	1,497	268
6 広島銀行	広島県	平成28年11月	1,389	183
7 群馬銀行	群馬県	平成29年 1月	1,382	192
8 千葉銀行	千葉県	平成29年 2月	1,283	278
9 栃木銀行	栃木県	平成28年10月	1,213	166
10 八十二銀行	長野県	平成30年 5月	1,198	241
11 北陸銀行	富山県	平成29年 4月	1,185	129
12 京都銀行	京都府	平成30年 7月	1,061	128
13 西日本シティ銀行	福岡県	平成29年 5月	981	114
14 横浜銀行	神奈川県	平成28年12月	950	82
15 伊予銀行	愛媛県	平成28年11月	939	91
16 武蔵野銀行	埼玉県	平成30年 8月	937	141
17 鹿児島銀行	鹿児島県	平成29年 7月	925	121
18 山陰合同銀行	島根県	平成28年11月	904	127
19 東邦銀行	福島県	平成29年 1月	902	110
20 きらぼし銀行	東京都	平成29年 7月	894	95
21 北國銀行	石川県	平成28年11月	888	156
22 十六銀行	岐阜県	平成28年12月	875	129
23 福岡銀行	福岡県	平成29年 3月	869	132
24 百五銀行	三重県	平成28年10月	815	122
25 トマト銀行	岡山県	平成28年12月	814	112
26 滋賀銀行	滋賀県	平成29年 1月	795	114
27 清水銀行	静岡県	平成29年 4月	740	262
28 京葉銀行	千葉県	平成29年 8月	719	140
29 関西みらい銀行	大阪府	平成29年10月	705	70
30 もみじ銀行	広島県	平成28年11月	697	88
31 七十七銀行	宮城県	令和元年 6月	691	147
32 大垣共立銀行	岐阜県	平成28年10月	688	100
33 第四銀行	新潟県	平成29年 7月	688	144
34 池田泉州銀行	大阪府	平成29年 5月	687	87
35 名古屋銀行	愛知県	令和元年 2月	687	92
36 北海道銀行	北海道	平成29年 4月	681	56
37 沖縄銀行	沖縄県	平成28年11月	671	44
38 山形銀行	山形県	平成29年 8月	654	126
39 百十四銀行	香川県	平成28年12月	640	65
40 山口銀行	山口県	平成28年11月	640	123
41 筑波銀行	茨城県	平成29年 3月	625	87
42 岩手銀行	岩手県	平成30年 4月	543	76
43 東和銀行	群馬県	平成28年10月	537	96
44 中京銀行	愛知県	平成28年10月	534	143
45 秋田銀行	秋田県	平成29年 5月	521	67
46 北越銀行	新潟県	平成30年 6月	513	73
47 第三銀行	三重県	平成28年10月	503	85
48 宮崎銀行	宮崎県	平成28年11月	498	64
49 きらやか銀行	山形県	平成28年11月	490	111
50 四国銀行	高知県	平成29年 7月	480	60
上記以外の地銀・第二地銀 計			14,976	2,336

金融機関名	本店所在地	サービス開始日	利用申込件数	
			決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
【信用金庫】(上位30庫)				
1 浜松磐田信用金庫	静岡県	平成29年 1月	1,493	372
2 多摩信用金庫	東京都	平成29年 8月	987	145
3 しずおか焼津信用金庫	静岡県	平成29年 6月	886	333
4 京都信用金庫	京都府	平成28年11月	880	154
5 西武信用金庫	東京都	平成28年12月	731	109
6 埼玉縣信用金庫	埼玉県	平成30年12月	701	100
7 島田掛川信用金庫	静岡県	平成30年11月	665	256
8 広島信用金庫	広島県	平成30年 6月	661	51
9 京都中央信用金庫	京都府	平成29年 1月	629	76
10 巢鴨信用金庫	東京都	平成29年 5月	618	117
11 大阪シティ信用金庫	大阪府	平成30年 5月	610	45
12 岐阜信用金庫	岐阜県	平成28年10月	606	70
13 城北信用金庫	東京都	平成30年 5月	582	113
14 おかやま信用金庫	岡山県	平成29年 9月	557	93
15 飯能信用金庫	埼玉県	平成29年 6月	554	78
16 朝日信用金庫	東京都	平成28年10月	539	63
17 帯広信用金庫	北海道	平成29年 1月	525	32
18 横浜信用金庫	神奈川県	平成29年12月	522	37
19 東京東信用金庫	東京都	平成29年 1月	514	75
20 三島信用金庫	静岡県	平成29年 3月	456	83
21 岡崎信用金庫	愛知県	平成28年10月	455	88
22 川崎信用金庫	神奈川県	平成29年11月	455	29
23 北海道信用金庫	北海道	平成29年 3月	446	23
24 遠州信用金庫	静岡県	平成28年10月	424	139
25 青梅信用金庫	東京都	平成28年12月	422	46
26 城南信用金庫	東京都	平成30年 2月	384	36
27 碧海信信用金庫	愛知県	平成30年 7月	357	75
28 瀬戸信用金庫	愛知県	平成29年 2月	354	47
29 静岡信用金庫	静岡県	平成29年 3月	354	107
30 飯田信用金庫	長野県	平成29年 1月	340	110
上記以外の信用金庫 計			20,195	3,430

【信用組合】(上位5組合)				
1 茨城県信用組合	茨城県	平成29年12月	341	36
2 長野県信用組合	長野県	平成28年10月	305	129
3 広島市信用組合	広島県	平成30年 2月	203	19
4 大分県信用組合	大分県	平成29年10月	146	54
5 兵庫県信用組合	兵庫県	平成30年12月	129	29
上記以外の信用組合 計			2,659	464

【信用保証協会】(上位5協会)				
1 静岡県信用保証協会	静岡県	平成28年12月	466	253
2 愛知県信用保証協会	愛知県	平成29年 5月	438	85
3 北海道信用保証協会	北海道	令和元年 6月	255	7
4 名古屋市信用保証協会	愛知県	平成30年 1月	243	47
5 岐阜県信用保証協会	岐阜県	平成30年 7月	222	45
上記以外の信用保証協会 計			1,238	265

金融機関区分別集計

金融機関区分	全金融機関数	モニタリング情報サービス利用金融機関		
		金融機関数	決算書等提供サービス	月次試算表提供サービス
1 都銀・政府系	9	7	26,167	3,053
2 地銀・第二地銀	103	102	60,091	9,193
3 信用金庫	257	230	37,902	6,532
4 信用組合	133	50	3,783	731
5 信用保証協会	51	27	2,862	702
6 その他	-	3	18	2
7 合計	553	419	130,823	20,213

「TKCモニタリング情報サービス」 全国の採用金融機関一覧(419機関)

令和元年9月6日現在
都道府県別、金融機関コード順

■ 都市銀行等
三菱UFJ銀行
りそな銀行
三井住友銀行
商工組合中央金庫
日本政策金融公庫(国民生活事業)
日本政策金融公庫(農林水産事業)
沖縄振興開発金融公庫

■ 北海道
北海道銀行
北洋銀行
北海道信用金庫
空知信用金庫
苫小牧信用金庫
北門信用金庫
北空知信用金庫
渡島信用金庫
道南うみ街信用金庫
旭川信用金庫
稚内信用金庫
北星信用金庫
帯広信用金庫
釧路信用金庫
大地みらい信用金庫
北見信用金庫
網走信用金庫
北央信用組合
空知商工信用組合
十勝信用組合
釧路信用組合
北海道信用保証協会

■ 青森県
青森銀行
みちのく銀行
青い森信用金庫

■ 岩手県
岩手銀行
東北銀行
北日本銀行
盛岡信用金庫
一関信用金庫
北上信用金庫
花巻信用金庫
水沢信用金庫

■ 宮城県
七十七銀行
仙台銀行
社の都信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
気仙沼信用金庫
石巻商工信用組合

■ 秋田県
秋田銀行
北都銀行
秋田信用金庫
羽後信用金庫
秋田県信用組合
秋田県信用保証協会

■ 山形県
荘内銀行
山形銀行
きらやか銀行
山形信用金庫
米沢信用金庫
鶴岡信用金庫
新庄信用金庫

■ 福島県
東邦銀行
福島銀行
大東銀行
会津信用金庫
郡山信用金庫
白河信用金庫
須賀川信用金庫
ひまわり信用金庫
あぶくま信用金庫
二本松信用金庫

福島信用金庫
福島県商工信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
会津商工信用組合

■ 茨城県
常陽銀行
筑波銀行
水戸信用金庫
結城信用金庫
茨城県信用組合

■ 栃木県
足利銀行
栃木銀行
足利小山信用金庫
栃木信用金庫
鹿沼相互信用金庫
佐野信用金庫
大田原信用金庫
烏山信用金庫
真岡信用組合
那須信用組合
栃木県信用保証協会

■ 群馬県
群馬銀行
東和銀行
高崎信用金庫
桐生信用金庫
アイオー信用金庫
利根郡信用金庫
館林信用金庫
北群馬信用金庫
しなのめ信用金庫
あかぎ信用組合
群馬県信用組合
ぐんまみらい信用組合
群馬県信用保証協会

■ 埼玉県
埼玉りそな銀行
武蔵野銀行
埼玉縣信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫

■ 千葉県
千葉銀行
千葉興業銀行
京葉銀行
千葉信用金庫
銚子信用金庫
東京ベイ信用金庫
館山信用金庫
佐原信用金庫
房総信用組合
銚子商工信用組合
君津信用組合

■ 東京都
きらぼし銀行
東日本銀行
朝日信用金庫
興産信用金庫
さわやか信用金庫
東京シティ信用金庫
芝信用金庫
東京東信用金庫
東栄信用金庫
亀有信用金庫
小松川信用金庫
足立成和信用金庫
東京三協信用金庫
西京信用金庫
西武信用金庫
城南信用金庫
昭和信用金庫
東京信用金庫
城北信用金庫
瀧野川信用金庫
巣鴨信用金庫
青梅信用金庫
青和信用組合

多摩信用金庫
中ノ郷信用組合
いわき信用組合
第一勧業信用組合

■ 神奈川県
横浜銀行
神奈川銀行
横浜信用金庫
かながわ信用金庫
湘南信用金庫
川崎信用金庫
平塚信用金庫
さがみ信用金庫
中栄信用金庫
中南信用金庫
横浜市信用保証協会

■ 新潟県
第四銀行
北越銀行
大光銀行
新潟信用金庫
長岡信用金庫
三条信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
村上信用金庫
加茂信用金庫
新潟縣信用組合
協栄信用組合

■ 富山県
北陸銀行
富山銀行
富山第一銀行
富山信用金庫
高岡信用金庫
新湊信用金庫
いしかわ信用金庫
氷見伏木信用金庫
砺波信用金庫
石動信用金庫
富山県信用組合
富山県信用保証協会

■ 石川県
北國銀行
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
北陸信用金庫
鶴来信用金庫
興能信用金庫
石川県医師信用組合
石川県信用保証協会

■ 福井県
福井銀行
福邦銀行
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
福井県信用保証協会

■ 山梨県
山梨中央銀行
甲府信用金庫
山梨信用金庫
山梨県民信用組合
都留信用組合
山梨県信用保証協会

■ 長野県
八十二銀行
長野銀行
長野信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
諏訪信用金庫
飯田信用金庫
アルプス中央信用金庫
長野県信用組合
長野県信用保証協会

■ 岐阜県
大垣共立銀行
十六銀行
岐阜信用金庫
大垣西濃信用金庫
高山信用金庫
東濃信用金庫
関信用金庫
八幡信用金庫
岐阜商工信用組合
飛騨農業協同組合
飛騨信用組合
益田信用組合
岐阜県信用保証協会
岐阜市信用保証協会

■ 静岡県
静岡銀行
スルガ銀行
清水銀行
静岡中央銀行
しずおか焼津信用金庫
静岡信用金庫
浜松磐田信用金庫
沼津信用金庫
三島信用金庫
富士宮信用金庫
島田掛川信用金庫
富士信用金庫
遠州信用金庫
静岡県医師信用組合
静岡県信用保証協会

■ 愛知県
愛知銀行
名古屋銀行
中京銀行
愛知信用金庫
豊橋信用金庫
岡崎信用金庫
いちい信用金庫
瀬戸信用金庫
半田信用金庫
知多信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
碧海信用金庫
西尾信用金庫
蒲郡信用金庫
東春信用金庫
豊橋商工信用組合
愛知県中央信用組合
愛知県信用保証協会
名古屋市信用保証協会

■ 三重県
三重銀行
百五銀行
第三銀行
北伊勢上野信用金庫
桑名三重信用金庫
三重県信用保証協会

■ 滋賀県
滋賀銀行
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
湖東信用金庫
滋賀県信用組合

■ 京都府
京都銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北都信用金庫
京都信用保証協会

■ 大阪府
関西みらい銀行
池田泉州銀行
大正銀行
大阪シティ信用金庫
大阪商工信用金庫
永和信用金庫
北おおさか信用金庫

■ 兵庫県
但馬銀行
みなと銀行
神戸信用金庫
姫路信用金庫
播州信用金庫
兵庫信用金庫
日新信用金庫
淡路信用金庫
但馬信用金庫
西兵庫信用金庫
中兵庫信用金庫
但陽信用金庫
兵庫県信用組合
淡陽信用組合
兵庫県信用組合連合会
兵庫県信用保証協会

■ 奈良県
南都銀行
奈良信用金庫
大和信用金庫
奈良中央信用金庫

■ 和歌山県
紀陽銀行
新宮信用金庫
きのくに信用金庫

■ 鳥取県
鳥取銀行
鳥取信用金庫
米子信用金庫
倉吉信用金庫
鳥取県信用保証協会

■ 島根県
山陰合同銀行
島根銀行
しまね信用金庫
日本海信用金庫
島根中央信用金庫
島根益田信用組合
島根県信用保証協会

■ 岡山県
中国銀行
トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
吉備信用金庫
日生信用金庫
備前信用金庫
笠岡信用組合

■ 広島県
広島銀行
もみじ銀行
広島信用金庫
呉信用金庫
しまなみ信用金庫
広島市信用組合
広島県信用組合
広島県信用保証協会

■ 山口県
山口銀行
西京銀行
秋山口信用金庫
西中国信用金庫
東山口信用金庫
山口県信用保証協会

■ 徳島県
阿波銀行
徳島銀行
徳島信用金庫
阿南信用金庫

■ 香川県
百十四銀行
香川銀行

高松信用金庫
香川県信用組合

■ 愛媛県
伊予銀行
愛媛銀行
愛媛信用金庫
宇和島信用金庫
愛媛県信用保証協会

■ 高知県
四国銀行
高知信用組合
幡多信用金庫
高知県信用保証協会

■ 福岡県
福岡銀行
筑邦銀行
西日本シティ銀行
北九州銀行
福岡中央銀行
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
筑後信用金庫
飯塚信用金庫
大川信用金庫

■ 佐賀県
佐賀銀行
佐賀共栄銀行
唐津信用金庫
佐賀信用金庫
伊万里信用金庫
九州ひぜん信用金庫
佐賀東信用組合
佐賀西信用組合
佐賀県信用保証協会

■ 長崎県
十八銀行
親和銀行
長崎銀行
たちばな信用金庫
長崎県信用保証協会

■ 熊本県
肥後銀行
熊本銀行
熊本信用金庫
熊本第一信用金庫
熊本中央信用金庫
天草信用金庫
熊本県信用組合

■ 大分県
大分銀行
豊和銀行
大分信用金庫
大分みらい信用金庫
日田信用金庫
大分県信用組合
大分県信用保証協会

■ 宮崎県
宮崎銀行
宮崎太陽銀行
宮崎都城信用金庫
延岡信用金庫
高鍋信用金庫
南郷信用金庫

■ 鹿児島県
鹿児島銀行
南日本銀行
鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫
鹿児島興業信用組合

■ 沖縄県
琉球銀行
沖縄銀行
沖縄海邦銀行
コザ信用金庫
沖縄県信用保証協会



『TKCモニタリング情報サービス通信』vol.19

発行日 令和元年9月27日

発行所 株式会社 **TKC** 営業本部

東京都新宿区揚場町2-1 軽子坂MNビル5F

本誌に関するお問合せ(部数追加・送付先変更等)

TEL : 03-3267-0622(金融機関専用ダイヤル)

E-MAIL : fintech.banks@tkc.co.jp

担当 : 高橋・東城・中山